

# Chiba 2019 World Taekwondo Grand-Prix組織委員会 に関する規程

## 第1章 総 則

### (目的)

**第1条** この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会(以下「当法人」という。)定款第57条及びWorld Taekwondo、千葉市及び当協会の間で締結したHOST CITY CONTRACTに基づき、Chiba 2019 World Taekwondo Grand-Prix(以下「GP千葉大会」という。)の開催のために、当協会内にGP千葉大会の組織委員会(以下「組織委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

### (名称)

**第2条** 組織委員会の正式名称は次のとおりとする。

和名：Chiba 2019 World Taekwondo Grand-Prix組織委員会

英名：Chiba 2019 World Taekwondo Grand-Prix 2019 Organizing Committee

### (存続期間)

**第3条** 組織委員会は、GP千葉大会が終了し、決算を経て、精算業務が完了する時まで存続するものとする。

## 第2章 組 織

### (組織)

**第4条** 組織委員会は、委員長1名、副委員長3名及び委員5名以内で構成する。

2 委員長、副委員長及び委員は、当法人から推薦された者及び委員長が委嘱する者をもって充てる。

3 委員のうち1名以上は千葉市の職員とする。

### (委員の選任)

**第5条** 組織委員会の委員長、副委員長及び委員の選任は、組織委員会の決議を経て、当法人の理事会で承認する。

### (委員の任期)

**第6条** 組織委員会の委員長、副委員長及び委員の任期は、選任された時から組織委員会の存続期間が満了する時までとする。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

### **第3章 組織委員会の権限**

#### **(組織委員会の権限)**

**第7条** 組織委員会は、GP千葉大会の企画、準備、大会実施に関する一切の業務をWorld Taekwondoの各責任部署と調整しながら所管する。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条第4項各号に定める事項はこの限りではない。

#### **(予決算)**

**第8条** 組織委員会は、GP千葉大会の収支予算書を作成し、当法人の理事会の承認を経なければならない。

2 組織委員会は、GP千葉大会終了後3か月以内にGP千葉大会の収支決算書を作成しなければならない。

### **第4章 組織委員会の意思決定**

#### **(定足数・決議)**

**第9条** 組織委員会の意思決定は、組織委員会の会議で行う。

2 組織委員会の会議は、委員（委員長、副委員長を含む。以下同じ。）の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決する。

#### **(議長)**

**第10条** 組織委員会の議長は委員長とする。

#### **(決議の省略)**

**第11条** 組織委員会の委員が組織委員会の会議の目的である事項について提案をした場合において、その提案につき組織委員会の委員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の組織委員会の決議があったものとみなす。

#### **(議事録)**

**第12条** 組織委員会の会議について、委員長は議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席委員のうち2名が署名する。

## 第5章 組織委員会の業務執行決定等

### (執行)

**第13条** 組織委員会の業務の執行は、組織委員会の決議に基づき、当法人の規程に従って、当法人が担当する。ただし、第7条ただし書に該当する事項について、当法人の理事会又は経営会議の決議に基づくことを要する。

### (連絡協議会)

**第14条** 組織委員会は、同委員会の業務執行に関する協議、報告のため、定期的に、千葉市及び千葉県との間で連絡協議会を設けることができる。

### (監査)

**第15条** 千葉市又は千葉県は、いつでも、組織委員会及び当法人に対し、組織委員会の業務の執行状況の報告を求め、組織委員会に関する当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

## 第6章 規程等の改正等

### (改正)

**第16条** 本規程を改正については、組織委員会の決議を経て、当法人の理事会の承認を得なければならない。

### (運用のために必要な細則の制定)

**第17条** 本規程の運用のために必要な細則は、委員長が別に定めるものとする。

**附則**〔平成30年9月15日制定〕

この規程は、平成30年9月15日より施行する。